

「浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例（案）」について（概要）

1. 「条例制定の経緯」

浦添市は、すべての人の性の多様性を認め合い、差別や偏見をなくし、誰もがティーン（太陽）のように輝ける住みよいまちを目指し、「レインボー都市うらそえ宣言～性の多様性を認め合うまち～」（平成 29 年 1 月）を行いました。また、「第 3 次浦添市男女共同参画行動計画」（平成 29 年 3 月）において、基本方針及び重点施策として位置づけ、多様な性や人権を尊重する社会づくりを推進するため、その理念に基づき様々な諸施策の取組として、性的マイノリティへの理解を深める啓発講演会等、LGBT 電話相談、だれでもトイレの設置などに取り組んできました。

しかし、人には多様な性の形があるということに対し理解が広がらず、性別等による偏見や差別的取扱いなど、多くの課題が残されています。

本市は、性の多様性の尊重に関する理解を深めるため、条例を制定し、広く市民に啓発し、性的マイノリティへの理解を深めることで、市全体で、誰もが自分らしく生きられる社会を目指すことができると考え、条例を制定します。

2. 「審議会からの答申」

令和元年 5 月 31 日 市長が、「浦添市男女共同参画審議会会長」に対し、「(仮称)「浦添市性の多様性の尊重に関する社会を実現するための条例」の制定に向け、諮問を行った。

令和元年 8 月 16 日 同審議会が、市長に対し、「同条例」の制定に向けての答申書を提出

【答申】

- 1 性の多様性を尊重する社会を実現するために、パートナーシップ制度を含む条例を制定すること。
- 2 条例は、セクシャリティに関わらず、すべての人の人権を尊重する内容とすること。特に子どもたちが差別されない、また、将来に希望を抱ける内容とすること。
- 3 条例制定に当たっては、市は市民、市民団体、学校、事業者等に丁寧に説明をするよう努めること。
- 4 市は市民、市民団体、学校、事業者等と情報共有し、協働するよう努め、性の多様性を尊重する社会の実現を目指すこと。

3. 「条例制定について」

(1) 条例制定の考え方

人には多様な性の形があるということに対し、理解が広がらず、性別等による偏見や差別的取扱いなど、多くの課題があることを踏まえ、人が人として尊重され、性別等

による差別的取扱いを受けることなく生きることができる社会を実現するため、この条例を制定します。

(2) 条例の基本理念

- ① 性別等に関する社会的な偏見及び差別的取扱いをなくし、多様な性の形があることが理解され尊重されること。
- ② 誰もが性別等に関する社会的な偏見及び差別意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- ③ 学校教育、生涯学習その他の教育の場において、性の多様性について理解を深め、それを尊重するための取組をすること。

4. 「今後のスケジュール」

パブリックコメント

令和元年10月1日（火）～10月31日（木）

パブリックコメント 結果公表

令和元年11月下旬

条例案 議会上程

令和2年3月